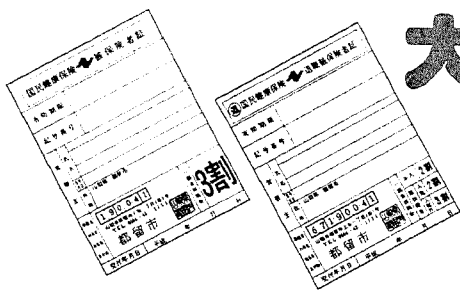


大切な保険証手渡しに!!



※ 国民健康保険 ◀▶ 被保険者証 (黄色)

※ (退) 国民健康保険 ◀▶ 退職被保険者証 (桃色)

受診の際は保険証を持参しましょう



国民健康保険者証は、今まで郵送でお届けしていましたが、四月からの保険証は、すべて手渡しとなります。

各地区単位で市役所及び各地域コミュニティセンター(旧出張所)において、お渡しいたします。

日程については、別表のとおりですが、その際には、**今までの保険証・印鑑**を必ず持参してください。

なお、**学**学生・**遠**遠隔地の保険証をお持ちの方で、引き続き必要な方は、証明書(学生の場合は在学証明書)を併せてお持ちいただけます。

また、国民健康保険法の規定により、特別な理由もなく保険税を滞納しつづけている世帯には、保険証に代えて「資格証明書の交付」となりますので、ご注意ください。

被保険者証交付日程表

期 日	対 象 地 区	場 所	時 間
3月26日(火)	禾 生 地 区 盛 里 地 区	禾生コミュニティセンター 盛里コミュニティセンター	午前9時～午後4時
3月27日(水)	東 桂 地 区 宝 地 区	東桂コミュニティセンター 宝コミュニティセンター	
3月28日(木)	谷 村 地 区	市 役 所	
3月29日(金)	地区の指定日 に 来 れ ない 方	市 役 所	

(1) 本人所得基準額表

扶養親族等の数	金 額
0 人	1,456,000円
1 人	1,806,000円
2 人	2,156,000円
3 人	2,506,000円
4 人	2,856,000円
5 人	3,206,000円

この制度(山梨県老人医療費助成制度)は、年齢が六十八歳に達する人で、所得が一定の基準を下回る人を対象とし、老人医療受給者証を交付するものです。

※六十八歳の誕生日の属する月の初日から対象

※所得制限

本人または扶養義務者等(配偶者扶養義務者)の前年(一月から九月までの間に資格を取得する場合は前々年)の所得が、一定の制限額(国民年金法の無拠出の老齢福祉年金の受給権と同様)以下である方。

そのために、毎年所得確認による受給者証の検認が九月にあります。

① 老人医療受給者証は、県内の病院でしか使用できません。

☆ 68歳・69歳で

医療を受けられる方

県単老人医療費(老制度)

(2) 扶養親族等の所得基準額表

扶養親族等の数	金 額
0 人	5,688,000円
1 人	5,937,000円
2 人	6,150,000円
3 人	6,363,000円
4 人	6,576,000円
5 人	6,789,000円

老人保健制度

年齢が七十歳(寝たきりの人は六十五歳)に達すると老人保健法のもとに医療をうけることとなります。

老人保健による医療は、七十歳の誕生日の月の翌月からになります。ただし、誕生日が月の初日であるときは、その月からとなります。

県単(老)制度との大きな違いは、所得制限がなく、全国どここの病院でも使用できることです。

県外の病院にかかる時は、医療請求書用紙が保健環境課にありますので、その用紙に病院の証明を受け、領収書を添えて請求してください。後日、本人に支払います。